

臓器移植について

臓器移植は病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）が機能しなくなった方に、他の方の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。健康な家族からの肝臓・腎臓などの部分提供による生体移植と亡くなられた方からの臓器提供による移植があります。

移植に用いられる臓器は、心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸及び眼球（角膜）です。

日本で臓器の移植希望登録をしている人はおよそ1万3千人います。しかし、臓器の提供が少なく、数多くの方が移植を待ちながら亡くなっています。

日本で事故や病気で亡くなる方は毎年およそ110万人です。その1%弱の方が脳死状態になって亡くなると推定されています。

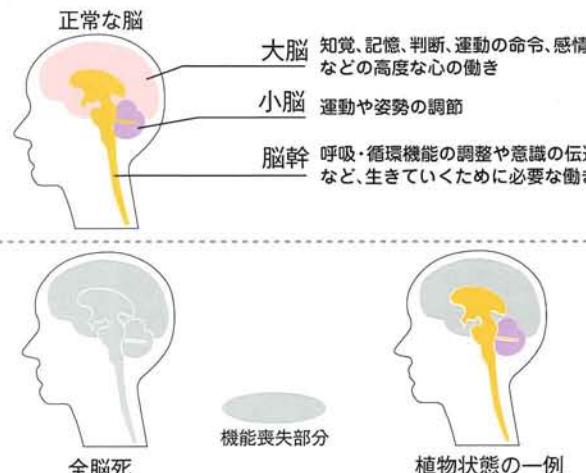
自分が最期を迎えたとき、誰かの命を救うことができます。

わたしたちひとりひとりが、今、臓器提供について考え、家族と話し合い、自分の臓器提供に関する意思を表示しておくことが大切です。

脳死ってどんな状態ですか？

脳死とは、脳全体の働きが無くなり、人工呼吸器などの助けがなければ心臓が停止してしまう状態です。脳死になると、どんな治療をしても回復することではなく、心停止に至ります。（心停止までに、長期間を要する例も報告されています）。脳幹の機能が残っていて自分で呼吸できることが多く、回復の可能性がある植物状態とは全く別のものです。

臓器移植法に基づく脳死判定は、脳死後に臓器提供を行う場合に実施します。



臓器移植に関する質問と回答

質問1 脇器は誰でも提供できますか？
年齢の上限はありますか？

回答 意思を表示することには、年齢の上限はありません。高齢の方でも病気で薬を飲んでる場合でもどなたでも記入していただけます。ただし、がんや全身性の感染症で亡くなられた場合に脇器提供できない場合があり、実際の脇器提供時に医学的検査をして判断します。これまで0～70歳代の方からの脇器提供が行われています。

質問2 提供後のからだはどうなりますか？

回答 入院している病院で、数時間（3～5時間）の摘出手術をした後にご家族の元に戻ります。脇器を摘出するための傷ができますが、きれいに縫い合わせて、清潔なガーゼで覆い、外から見ても傷がわからないようにします。また眼球提供の際は、義眼を入れますので顔はほとんど変わりません。

質問3 提供する時に費用の負担や謝礼はありますか？

回答 あくまでも善意に基づく無償の提供ですので、脇器提供者の方には提供に関する費用は一切かかりません。また、葬儀の費用や謝礼が支払われることもありません。

質問4 インターネットでの意思表示（登録）も必要ですか？

回答 本人の意思をより確実に確認するために特に親族優先提供を希望する方、脇器を提供しない意思の方は、インターネットでの登録をおすすめします。意思を登録すると、ID入り登録カードが郵送されます。変更や削除は、いつでも可能です。

その他の質問と回答については、ホームページでご覧になれます。

臓器移植 あなたの意思を登録しましょう。

ホームページ <http://www.jotnw.or.jp>
モバイルサイト <http://www.jotnw.or.jp/m>



■臓器移植に関するご質問またはお問い合わせは
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル3階
(社)日本臓器移植ネットワーク ☎0120-78-1069
(携帯電話からは)TEL:03-3502-2071 FAX:03-3502-2072

～臓器提供の意思表示にご協力下さい～

あなたの意で 救える命があります。



● 目次 ●

臓器移植について

脳死ってどんな状態ですか？

意思表示欄の記入方法

親族優先提供について

臓器提供の流れ

質問と回答

インターネットでも臓器提供の意思表示ができます。

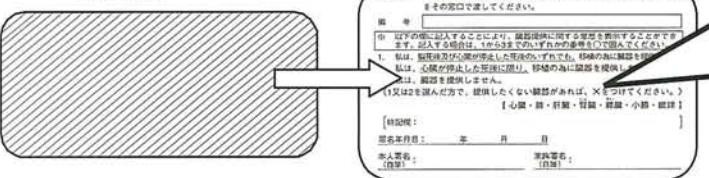
厚生労働省

(社)日本臓器移植ネットワーク

福井県後期高齢者医療広域連合

○意思表示された方は、保護シールをご利用ください。

保護シール



シールを利用した場合、1回剥がすと再度貼れなくなります。



親族への優先提供をお考えの方は、以下をお読み下さい。

親族優先提供の意思表示については、
(社)日本臓器移植ネットワークの
ホームページからの意思登録をおすすめします。

親族への優先提供が行われる場合

以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、
親族への優先提供の意思を書面により表示している。

臓器提供の際、親族(配偶者^{※1}、子ども^{※2}、父母^{※3})が
移植希望登録をしている。

医学的な条件(適合条件)を満たしている。

※1 婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。

※2 実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

親族優先提供についての留意事項

医学的な条件などにより移植の対象となる親族がいない場合は、親族以外の方への移植が行われます。

優先提供する親族の方を指定(名前を記載)した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。

「〇〇さんだけにしか提供しない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。

親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。

臓器提供意思表示の記入方法

注意事項

保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- ① 1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

(1) 又は 2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。

- ② [心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球]

③ 特記欄:

④ 署名年月日: 年 月 日

本人署名:
(自筆): 家族署名:
(自筆):

その

① 意思の選択

自分の意思に合う番号をひとつだけ選択してください。

- 1 脳死後及び心臓が停止した死後に提供してもいいと思われている方
- 2 脳死後での臓器提供はしたくないが心臓が停止した死後は臓器を提供してもいいと思われている方(この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません。)
- 3 臓器を提供したくないと思われている方(その④へ)

その

② 提供したくない臓器の選択

1か2を選択した方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。

なお、提供できる臓器はそれぞれ以下の通りです。

脳死後: 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球

心臓が停止した死後: 腎臓・脾臓・眼球

その

③ 特記欄への記載について

a)組織の提供について

1か2を選択した方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

b)親族優先の意思について

親族優先提供の意思を表示したい方は、左ページをお読みいただきた上で、「親族優先」と記入できます。

その

④ 署名など

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。
可能であれば、この意思表示をしていることを知っている家族が、
そのことの確認の為に署名してください。

臓器提供の流れ

① 移植コーディネーターによる説明

ご本人の臓器提供を希望する意思表示があるか、ご本人の意思が不明な場合に、ご家族が臓器提供について説明を聞くことを希望するときには、主治医などからの連絡を受けて移植コーディネーターが病院を訪れ、説明を行います。

② 家族の意思決定

説明を聞きたくないと思われた時は、いつでも断ることができます。移植コーディネーターから説明を受けた後、十分に話し合いをして臓器を提供するかどうかをご家族の総意として決めます。

③ 脳死判定(脳死後の提供時のみ)

臓器提供が決まれば、脳死判定が行われます。脳死判定は法に基づいた厳格な方法です。2回目の脳死判定が終了した時刻が死亡時刻となります。家族が希望すれば脳死判定に立ち会うこともできます。

④ 移植を受ける患者の選択

移植を希望する人は(社)日本臓器移植ネットワークに登録されています。提供される臓器が最も適した患者(レシピエント)に移植されるように医学的な基準に従って公平に選ばれます。

⑤ 臓器の摘出と搬送

レシピエントが選ばれると、提供する臓器の摘出手術が行われます。摘出された臓器は、移植手術を行う施設に迅速に運ばれて移植を待つ患者さんに移植されます。



ひとりの提供が数人の命につながります。